

毎日続けられる身近な省エネ術

## お家の省エネ (ベランダ・リビング編)

梅雨があけたら、省エネは夏モードに切り替えましょう。少しでも涼しく過ごすためのアイデアを集めてみました。

### コツ1 熱が家のなかに入らない工夫を

窓での遮熱は、カーテンなどを閉めるより、窓の外に<sup>すだれ</sup>簾などを吊すほうが、熱がこもらないので効果的。また、ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を育て、グリーンカーテンをつくってみてはいかがでしょうか。太陽の位置が高くなる南側の窓には、オーニング(日除けテント)などの設置がおすすめです。



### コツ2 打ち水で涼風を呼びましょう



庭や玄関での水まきは、どちらか一方にまくと、気温や気圧の差が生まれ、庭から玄関へ、あるいは玄関から庭へと風が通ります。こうした打ち水は、気温があまり高くない朝や夕方におこなうほうが、効果が持続するとか。ベランダなどには保水性の高いタイルを敷くのも一案です。水は簾や葎簀にかけても涼しくなります。

### コツ3 外出後のエアコンは時差運転で

エアコンの設定温度は28℃が目安です。帰宅時などはついつい温度を下げてしまいがちですが、電源を入れる前に、まず窓をあけ、室内の熱い空気を追い出しましょう。なお、エアコンのフィルターの目詰まりは電気のコストアップになるため2週間に1度は掃除を。自動掃除機能がある場合も、効きが悪いと思ったら点検をしましょう。



### コツ4 エアコンの電源は切らないほうがいい?

人は風があると涼しく感じます。暑いと思ったら、エアコンの温度を下げる前に、風量を強めましょう。また、冷たい空気は部屋の低いほうへ流れるので、扇風機で空気をかきまぜるのもいいでしょう。なお、エアコンは運転を始めるときに電気を多く使うので、こまめなON/OFFは、かえって消費電力が増える場合があります。



### コツ5 照明はワット数を下げるか、LEDに

夏の照明は、少し暗いほうが、暑苦しさを抑えることができます。白熱電球の場合はワット数の低いものに取り替えませんか? そのほうが省エネにもなります。いっそ、消費電力が低い電球型蛍光灯やLEDに。調光機能がついたLED照明なら、省エネになるうえに、お部屋の雰囲気も涼しく、ムードに演出できますよ。



# 親子すまいかた教室 台所の起源と形

監修 日本女子大学 沖田富美子 さん

## 火を使い始めたころ

人類が火を使って生活をするようになったのは40万年~50万年頃と言われ、それ以前は、木の実や獣の肉、魚などは生のままで食べていました。それが、火を使うようになったことから、食べ物を焼いたり、蒸したり、煮たりできるようになりました。火力の調節は難しいし、調味料などありませんが、生に比べたら食べやすさは格段の違いがあったことでしょう。

人の住まいとして、いちばん古いのは洞窟(どうくつ)でした。北京原人(ペキンげんじん)の遺跡では火が日常的に使われた跡があり、調理もしていたのではないかとされています。そのうち炉が住居の中にも作られるようになり、中央の炉を囲んで、調理をしたり、暖をとったりしたようです。さらに時代が進み弥生時代になると、調理する場所や寝る場所、作業場所が内部で分けられました。それにとまって、火を使う炉の位置も入り口の反対側に移り、その近くに穀物(こくもつ)や土器をしまうための貯蔵穴がつくられました。これが台所のもっとも原初的な形です。

## 農家の台所

日本の農民の住まいは、古代以降しばらくは竪穴式住居が多かったようです。しかし、中世のころから平地式住居に住むようになり、つまり、穴を掘らない形の簡単な構造の住まいに暮らすようになったのです。この住まいの中は、土間と板やワラなどを敷いた部屋に大きく分けられ、部屋は寝室や納戸、居間などに使われました。土間は室内の作業場や物置を兼ねていましたが、調理用の竈(かまど)も置かれ、ここで湯を沸かしたり、米を炊いたりしていました。竈は、古墳時代中期ころから見られる設備ですが、粘土をつき固めて火の部分の覆っているため、炉よりも効率よく火力が利用できました。また、板の間の土間寄りには囲炉裏がつくられていました。この囲炉裏は暖房にもなりますが、火の上に鍋を吊るして副菜を煮たり、火の周りにクシに刺した魚を立てて焼くなどの、調理もできました。家族は、この囲炉裏を囲んで食事をしていて、今で言うダイニングキッチンのような雰囲気だったのではないかと想像されます。



関西地方の町家

## 町家(まちや)の台所

日本では、天皇の御所、将軍や大名の城を中心として町が発達しました。人々が暮らす町家は、通りに面する間口(まぐち)が狭く奥行きが長いのが特徴。表通りの近くは商売、奥が食事や就寝などの生活の場所となっており、一般的な農家に比べ広さにはあまり余裕がなかったようです。また、あまり裕福でない庶民は長屋暮らしで、それぞれの住戸は狭く、生活する場所としてはぎりぎりの広さでした(長屋と路地の暮らし)。このような町家も農家と同じように、中は土間と、板の間(または畳敷)に分かれていました。関西地方では、この土間が表通りと、井戸などがある裏通りや坪庭とを結んで通り抜けられるようになっており「にわ(通り庭)」と呼ばれました。このにわに、煮炊きをする竈(かまど)を置き、近くには燃料となる薪(たきぎ)や味噌や醤油(しょうゆ)などの瓶(かめ)、食器などが置かれていて、ここが今でいう「台所」の役割をしていたと言えます。

この時代、火とともに炊事に欠かせないのが井戸。武家や裕福な商家では、専用の井戸をもつこともありましたが、長屋に住む庶民は、裏通りにある井戸を共同で使っていました。



# 現場実況中継

安曇野市穂高 Mさま邸 (新築・11月完成予定)



1. 床下断熱材敷き  
外壁に面する部分はもちろん、オンドルエコノ部分にも断熱材を敷きます。そうすることで、暖められた砂利の熱が床上にだけ伝わりません。(^-^)

安曇野市穂高 Oさま邸 (新築・9月完成予定)



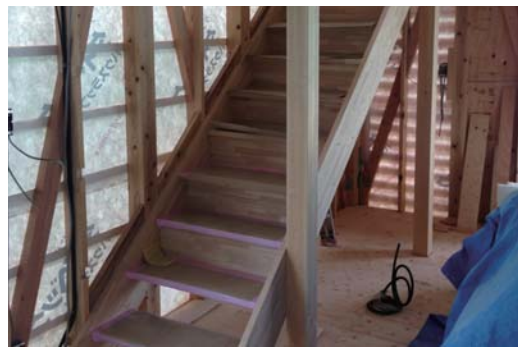
1. 造作工事  
階段を施工しました。木一枚一枚をしっかりと固定していきます。幅が広く、家の中心にあるので、見所の1つになりそうです♪

安曇野市穂高 Fさま邸 (新築・10月完成予定)



1. 屋根工事  
写真では景色も良く、気持ち良さそうですが、屋根工事は非常に天候に左右されます。そんな中で、しっかりした屋根を作ってくれる屋根屋さんに感謝です！

池田町会染 Tさま邸 (新築・9月完成予定)



1. 造作工事  
オンドルエコノの砂利乾燥も無事終わりました。この床に張られた構造用合板の下には、その砂利が敷き詰められています。階段も架かり、工事がスムーズに進んでいます。

松本市梓川 Sさま邸 (新築・9月完成予定)



1. 造作工事  
床下地作業が終わり、仕上げに入っています。

松本市岡田 Sさま邸 (新築・12月完成予定)



1. 基礎工事  
基礎をつくるために地盤を掘削して固め、建物に必要な耐力を出す大事な作業をしました。

◆3棟同時開催 完成見学会 たくさんのご来場ありがとうございました！



◆松本市沢村 Kさま邸 (新築・6/21~23見学会)



◆塩尻市大小屋 Aさま邸 (新築・6/21~23見学会)



◆塩尻市大小屋 Mさま邸 (新築・6/21~23見学会)



## 絶対に損したくない人のための 家づくり資金計画 その③

家づくりにかかるお金③ ● 知っておきたい税金のこと

諸費用には、様々な「税金」も含まれます。消費税はもちろん、印紙税や登録免許税など、家の取得までにかかる税金は意外多いもの。ちなみに、印紙税は工務店などと工事の約束を交わす請負契約書、住宅ローンを借りる際に金融機関と交わす金銭消費貸借契約書に貼付して、印紙で納める税金です。税額は金額や内容によって異なりますので、下の表で確認してください。

また、登録免許税とは、家を建てたときに必要となる所有権保存登記、ローンを利用するときに必要な抵当権設定登記にかかる税金のことをいいます。印紙と同じく、登記の目的によってその金額も変わります。

さて、家を建ててからも支払う義務があるのが税金です。まず、住宅を取得することでかかる税金が不動産取得税。取得時に一度だけ納めます。通常の住宅では6万円くらいが目安となりますが、詳細については都道府県税務所に確認するようにしましょう。このほか、固定資産税や都市計画税など、毎年1月1日時点で不動産を所有している人に対して毎年課せられる税金もあります。都市計画税は、市町村ごとの税率がかかるほか、条件によってはいずれも軽減措置が取られる場合がありますので、こちらも確認しておきましょう。

家を建てるには、本体工事費のほかにいろいろとお金が必要です。次からの項目では、実際の資金調達や資金計画についてみていくことにしましょう。

(次号へ続く)

### 家づくりにかかる税金

#### 印紙税

● 契約書の記載金額に応じて課税されます

#### 登録免許税

● 土地取得時の土地所有権移転登記  
● 住宅新築時の建物表示登記  
● 所有権保存登記  
● ローンを借りたときの抵当権設定登記

#### 不動産取得税

● 土地取得時(住宅用地)  
● 住宅新築時(床面積と共有部分の按分面積を加えた面積が50㎡以上240㎡以下の場合)

#### 固定資産税

● 小規模住宅用地(1戸当たり200㎡以下の部分)  
● 一般住宅用地(1戸当たり200㎡を超える部分)  
● 建物  
● 住宅新築時3年間(床面積の50%以上が住宅用、かつ、床面積と共有部分の按分面積を加えた面積が50㎡以上280㎡以下の新築住宅の120㎡以下の部分)

#### 都市計画税

● 小規模住宅用地(1戸当たり200㎡以下の部分)  
● 一般住宅用地(1戸当たり200㎡を超える部分)  
● 建物

07	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
2014	仏滅	大安	赤口	先勝	友引	先負	仏滅	大安	赤口	先勝	友引	先負	仏滅	大安	赤口	先勝	友引	先負	仏滅	大安	赤口	先勝	友引	先負	仏滅	大安	先勝	友引	先負	仏滅	大安
			地鎮上棟吉日		地鎮上棟吉日	三隣亡		地鎮上棟吉日	地鎮上棟吉日		三隣亡	地鎮上棟吉日			地鎮上棟吉日	すまいりんぐ発行日		地鎮上棟吉日		地鎮吉日	地鎮上棟吉日		三隣亡	地鎮吉日	上棟吉日		地鎮吉日			地鎮上棟吉日	